

貸金庫規定
(契約者交付用)

(格納品の範囲)

第1条 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- (1)公社債券、株券、その他有価証券
 - (2)預金通帳・証書、契約証書、権利書、その他重要書類
 - (3)貴金属、宝石、その他貴重品
 - (4)前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 2 当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- 3 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
- (1)現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - (2)危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

(利用目的の確認)

第2条 金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱するのではないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

2 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立ち合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

(重量制限)

第3条 貸金庫1個に格納することのできる重量は、次のとおりとします。

- (1)一般型 : 30キログラム以下
- (2)半自動型 : 30キログラム以下
- (3)全自動型 : 15キログラム以下

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(使用料)

第5条 貸金庫の使用料は、当金庫の定めるところに従い1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座 通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。

2 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

3 契約期間中に解約があった場合は、使用料の返戻は行いません。

(鍵の保管)

第6条 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し当金庫が保管します。

(貸金庫の開閉等)

第7条 貸金庫の開閉は、正鍵と貸金庫カード(以下、カードといいます。)で、行ってください。ただし、一部店舗においては、カードに代えてお届出印でのご利用となります。

2 自動貸金庫については、借主が当金庫所定の場所においてカードを操作機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作のうえ正鍵を使用して行ってください。なお、利用終了後は、必ず施錠を確認のうえ操作機の返却ボタンを押してください。

3 一般型貸金庫については、当金庫所定の貸金庫扉依頼に届出の印章により署名押印して提出していただき、借主が当金庫所定の場所で正鍵を使用して行ってください。なお、利用終了後は、必ず施錠を確認してください。貸金庫は、当金庫が貸金庫室に保管させていただきます。

4 格納品の出し入れは、すべて借主または借主があらかじめ当金庫に届出を行った代理人が行ってください。格納品の有無、種類、形状、品質および数量のいかんについては、当金庫には一切の責任はありません。

5 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、本人から代理人の氏名を届出してください。なお、代理人による貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。ただし、代理人にはカードの交付はいたしません。

6 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

(届出事項の変更等)

第8条 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出をしてください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。カード、正鍵の紛失、もしくは毀損したときも同様とします。

2 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発信した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(成年後見人等の届出)

第9条 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出してください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出してください。

3 すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出してください。

4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に直ちに書面によって届け出してください。

5 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(印章、正鍵の喪失時等の取扱い)

第10条 カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。

2 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用として金庫所定の手数料を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

3 カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続および手数料を支払った後に行います。

(自動貸金庫故障時の取扱い)

第11条 自動貸金庫が、停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の貸金庫開扉依頼に氏名、届出印または暗証を記入のうえカードとともに当金庫の窓口に提出してください。なお、必要に応じて本人確認書類の提示を求める場合があります。

(暗証照合・印鑑照合等)

第12条 自動貸金庫については、当金庫の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開扉依頼、諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証ま

たは印章と、届出の暗証または印影との一致を相当の注意をもって照合確認し取扱いました場合も同様とします。

- 2 諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印章を、届出の印影と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、契約日からカード交付までの間に、貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開扉依頼についても同様とします。
- 3 一般型貸金庫の開扉の際に貸金庫開扉依頼に使用された印影の取扱いについても、前項に準じた取扱いとします。
- 4 前3項において使用される正鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

(損害の負担等)

第13条 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- 2 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。
- 3 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第14条 この貸金庫は、次条第3項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第3項第1号、第2号①から⑥または第3号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用をおことわりするものとします。

(解約等)

第15条 この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。

- 2 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とし

ます。

- (1) 借主が使用料を支払わないとき
- (2) 借主について相続の開始があったとき
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- (4) 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- (5) カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
- (6) 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (7) 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- (8) 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (9) 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- (10) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、はそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

3 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫取引を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

- (1) 借主が、貸金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前①から⑤に準ずる者
- (3) 借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用をき損し、または金庫の業務を妨害する行為

⑤その他前①から④に準ずる行為

- 4 明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条にもとづく使用料の未経過分を遅延損害金に充当し、なお不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫は、この不足額を明渡しの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。
- 5 第1項、第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める能够のものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- 6 使用料、遅延損害金、その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

(差押え)

第16条 借主の債権者により、借主の当金庫に対する貸金庫の格納品について差押えがなされ、あるいは税務署等により滞納処分として、貸金庫の格納品について差押えがなされ開扉を要するときは、当金庫がそれを承諾し副鍵を使用して貸金庫を開扉できるものとします。また、税務署等は中身を確認のうえ、借主の承諾なしで差押えできるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(貸金庫の修繕、移転等)

第17条 貸金庫の修繕または移転、その他やむを得ない事情により当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(譲渡、転貸等の禁止)

第19条 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

2 カードならびに正鍵は、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

(代理人)

第20条 貸金庫の開閉等について、あらかじめ代理人を届けることができるものとします。

2 代理人の行為により、借主に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

(規定の変更等)

第21条 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前記の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上